

那覇市立泊小学校

インターネット利用におけるガイドライン（教師用）

このガイドラインを、児童の人権を尊重しながら、安全かつ効果的にインターネットを利用した教育及び学習活動を行うための基本的な共通ルールとして十分理解・認識し、インターネットを児童の学習活動のために効果的に活用するよう努めるものとする。

1 ネットワークへの接続

ネットワークへの接続は、基本的に公的に設置されたコンピュータのみとし、全てウイルス対策ソフトが導入されていることを条件とする。

- (1) ただし、当面の間、教育目的のための私的なコンピュータの接続は、ウイルス対策ソフトが導入されているものに限り、校長の許可を得て接続できるものとする。
- (2) 校内のネットワークに接続しているコンピュータの台数、機種、OS、等を常に掌握する。
- (3) ネットワークを利用するには、以下の項目のいずれかを満たしていることが必要条件となる。条件を満たす者には、その条件に応じた利用アカウントが発行される。

- ① 那覇市立泊小学校児童
- ② 那覇市立泊小学校教職員
- ③ コンピュータ等の保守点検を定期的また臨時に行うために派遣された者
- ④ 那覇市立泊小学校と提携して学術活動を行う者
- ⑤ 那覇市立泊小学校の保護者等で、利用の必要性を認めた者
- ⑥ その他学校長が適当と認めた者

2 ネットワークの一時的遮断

ネットワークは、以下の事項に該当する場合、事前連絡をした上で、または事前連絡なしに、一時的に中断できるものとする。

- ① システム等の保守点検を定期的また臨時に行う場合
- ② 火災時の停電等によりネットワークの運用が不可能になった場合
- ③ 地震、洪水等の天災によりネットワークの運用が不可能になった場合
- ④ その他、緊急事態発生時にネットワークの運用が不可能になった場合

3 学校ホームページの開設

- (1) 本校の教育活動への理解を深められるよう、学校ホームページ（以下「ホームページ」という。）を開設・公開する。
- (2) 学校において情報を発信する公的なホームページは、市町村教育委員会が指定したサーバー（地域インターネットを含む）に開設するものとし、外部機関には開設しない。
- (3) 児童が授業で作成した作品を紹介するページ、PTAのページについても、ホームページの中に開設するものとし、外部機関には開設しない。

4 ホームページの内容

- (1) ホームページは、公的な機関を代表した教育目的での情報発信であることを認識して、内容を十分検討し、校長の承認を得た上で発信すること。
- (2) 学校長は、承認にあたって、次のような内容が掲載されることのないよう十分注意すること。
 - ① 法令及び公序良俗に反する内容
 - ② 営利を目的とする内容
 - ③ 第三者の著作権その他の権利を侵害する内容
 - ④ 第三者を誹謗・中傷したり差別につながるような内容
 - ⑤ その他学校から不特定多数に対して発信する情報として不適当と判断する内容

5 ホームページにおける個人情報の保護

ホームページにおいて、児童の個人情報を掲載することは、児童生徒の人権を尊重し、その安全を確保する観点から、できるだけ行わないことが望ましい。

ただし、児童の作品・活動成果の紹介など、教育効果が高いと認められる場合には、掲載することの目的及び教育的効果と掲載による危険性を十分配慮し、児童本人及び保護者に対して同意を得ること。

6 ホームページの著作権

ホームページに掲載する情報（文章、図、絵画、写真、音楽等）は、その著作権に十分配慮しなければならない。

学校で児童が学校の授業時間に作成した作文や絵画なども、全て「著作物」であり、作成した児童本人や保護者の同意を得てから掲載する。

7 私的なホームページの掲載情報に関する禁止事項

(1) 公的な機関の名称等によるホームページの開設

教職員及び児童は、個人または私的組織として開設しているホームページ上では、公的なホームページと誤解されるようなホームページを作成・開設しないこと。

(2) 児童に関する個人情報等の掲載

教職員が自己の研究成果等を私的なホームページにおいて発表する場合には、職務または、職務上の地位等に関連して、直接または間接的に知り得た児童に関する個人情報及びこれに類する事項を掲載しないこと。

8 児童の利用に関する配慮

(1) 児童の利用にあたっての指導

教職員は、児童のインターネット利用に際して、児童が情報を発信する場合には、他人の誹謗・中傷をしないこと、著作権、肖像権、知的所有権に配慮すること、個人情報を掲載することの危険性など、ネットワーク利用における基本的なモラルやマナーについて十分指導し、情報発信者としての自覚と責任について、児童が正しく理解できるように努めること。また、児童が電子メール等により他人から誹謗・中傷を受けるなど、児童にとって不快な内容を含む情報を受信した場合には、速やかに教職員に報告・相談するよう指導すること。

(2) 児童の健全な育成を妨げる情報についての配慮

児童がインターネットを利用する場合は、健全な育成を妨げるおそれのある情報に、児童が不用意に触れることのないよう万全の配慮を行うこと。